## 特定子ども・子育て支援を提供する施設・事業所等 確認一覧

施設等の種類

## 預かり保育事業

[子ども・子育て支援法第7条第10項第5号]

Nº	特定子ども・子育て支援を提供する施設・事業所		他施設等	特定子ども・子育て支援提供者	確認日	備考
I∕I⊡	名 称	所 在 地	との併用※	(設置者)	11性 前心 口	(類型)
1	青木幼稚園	円行2-10-13	不可	学校法人 俊幸学園	2019. 10. 01	私学助成
2	秋葉台幼稚園	遠藤2958-3	不可	学校法人 秋葉台学園	2019. 10. 01	私学助成
3	鵠沼幼稚園	鵠沼桜が岡3-5-20	可	学校法人 鵠沼学園	2019. 10. 01	私学助成
4	こばやし幼稚園	遠藤641-13	不可	学校法人 秋葉台学園	2019. 10. 01	私学助成
5	相模幼稚園	下土棚550	可	学校法人 相模学園	2019. 10. 01	私学助成
6	湘南学園幼稚園	鵠沼松が岡4-1-32	不可	学校法人 湘南学園	2019. 10. 01	私学助成
7	湘南白百合学園幼稚園	片瀬海岸2-10-1	不可	学校法人 湘南白百合学園	2019. 10. 01	私学助成
8	湘南台幼稚園	湘南台7-11-10	不可	学校法人 湘南台学園	2019. 10. 01	私学助成
9	湘南みどりが丘幼稚園	高倉485-1	不可	学校法人 冨田学園	2019. 10. 01	私学助成
10	聖和学院第二幼稚園	辻堂6-18-11	可	学校法人 聖和学院	2019. 10. 01	私学助成
11	善行森の幼稚園	石川 3 9 1 4 - 1	不可	学校法人 善行学院	2019. 10. 01	私学助成
12	つかさ幼稚園	高倉1039	不可	学校法人 沢野学園	2019. 10. 01	私学助成
13	辻堂二葉幼稚園	辻堂元町 4 - 1 3 - 3	不可	学校法人 愛恵学園	2019. 10. 01	私学助成
14	のぞみ幼稚園	辻堂6-18-36	不可	学校法人 のぞみ学園	2019. 10. 01	私学助成
15	富士幼稚園	本鵠沼1-3-7	可	学校法人 森井学園	2019. 10. 01	私学助成
16	ふじがおか幼稚園	藤が岡 3 - 8 - 1 0	可	池田 清	2019. 10. 01	私学助成
17	ふじがおか第二幼稚園	藤が岡 3-13-8	可	学校法人 池田学園	2019. 10. 01	私学助成
18	藤沢いずみ幼稚園	亀井野3224	不可	学校法人 神崎学園	2019. 10. 01	私学助成
19	藤沢芙蓉幼稚園	本藤沢 5 - 9 - 9	不可	学校法人 生蘭学園	2019. 10. 01	私学助成
20	藤沢若葉幼稚園	大庭5055-22	不可	学校法人 大竹学園	2019. 10. 01	私学助成
21	聖園女学院附属 聖園幼稚園	本町4-8-7	不可	学校法人 南山学園	2019. 10. 01	私学助成
22	聖園女学院附属 聖園マリア幼稚園	善行7-1-4	不可	学校法人 南山学園	2019. 10. 01	私学助成
23	六会幼稚園	<b>亀井野1-10</b>	不可	学校法人 平川学園	2019. 10. 01	私学助成
24	むらおか幼稚園	弥勒寺2-3-19	不可	学校法人 和敬学苑	2019. 10. 01	私学助成
25	聖マルコ幼稚園	鵠沼海岸7-10-20	可	宗教法人 日本聖公会横浜教区	2019. 10. 01	施設型
26	もみじ幼稚園	鵠沼桜が岡1-5-13	可	田渕 光子	2019. 10. 01	施設型
27	わかふじ幼稚園	本町2-3-17	不可	秦野 俊一朗	2019. 10. 01	施設型
28	鵠沼めぐみルーテル幼稚園	鵠沼松が岡1-1-6	不可	宗教法人 日本ルーテル教団	2019. 10. 01	施設型
29	みくに幼稚園	鵠沼花沢町2-5	可	宗教法人 日本基督教団藤沢教会	2019. 10. 01	施設型
30	片瀬のぞみ幼稚園	片瀬4-3-14	不可	宗教法人 日本基督教団片瀬教会	2019. 10. 01	施設型
31	認定こども園 広田幼稚園	湘南台5-28-1	不可	学校法人 広田学園	2019. 10. 01	認定こども園

<sup>※</sup> 幼稚園等で預かり保育を実施しているが、平日の開所(保育)時間が8時間未満(教育時間を含む)又は年間開所日数が200日未満である場合は、認可外保育施設等(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を含む)を併用する場合にも、その利用料が施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に係る給付費)の対象となります。

<sup>※</sup> 次の幼稚園は、預かり保育事業が未実施等により、教育時間利用後に認可外保育施設等を利用する場合、その利用料が施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化に係る給付費)の対象となります。